

# 万燈まつりにおいて火気器具を取り扱われる皆様へ

— 火災予防条例が改正され、消火器の準備が必要です。 —

## 【火災予防条例の改正】平成26年7月1日施行

平成25年8月に京都府福知山市花火大会で発生した火災を踏まえ、埼玉西部消防組合火災予防条例が改正され、多数の者が集合する催しに際して火気器具を使用する場合は、消火器を準備することが義務付けられました。（日本国内すべてで条例化されています。）

## 【消火器の準備】(注) 住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具は認められません。(裏面参照)

万燈まつりにおいて火気器具を使用する場合は、必ず消火器を準備してください。

火気器具には以下のようなものが該当しますが、このうち電気を熱源とするものは器具の表面に可燃物が触れた場合に、可燃物が発火するおそれのある器具（赤熱部分が露出している器具等）が対象となり、ホットプレート、電子レンジ、IH調理器具、電気ポット等は含まれません。



## 【火気器具の例】



発電機



炭焼き・鉄板焼き



ガスこんろ



カセットこんろ

## 【火気器具等取り扱い上の注意点】

- 火気器具の使用中は、その場を離れないようにしましょう。
- 火気器具の周辺にダンボールなどの可燃物を置かないようにしましょう。
- ガソリンは専用の金属製容器を使用し、発電機の排気口付近や直射日光の当たる場所には絶対に置かないようにし、催しの開催中も注意を怠らないようにしましょう。
- 発電機に燃料を補給するときは、エンジンを停止し安全な場所で給油しましょう。  
また、ガソリンの場合は容器の蓋を開ける前に、必ず圧力調整ネジを緩めて圧抜きをしましょう。
- LPガスボンベは転倒防止措置を講じるとともに、日なたを避け風通しの良い場所に設置しましょう。
- LPガスのゴムホースは亀裂に注意し、ホースバンドを付けて外れないようにしましょう。

## 【問い合わせ】

埼玉西部消防組合入間消防署 予防指導課  
TEL：04-2962-7257  
FAX：04-2962-7396

【業務用消火器と住宅用消火器】

一般に消火器と呼ばれているものは、「業務用消火器」と「住宅用消火器」に大別され、消火器の規格や表示が異なります。

催しなどに際して火気器具を取り扱う場合に、火災予防条例で設置を義務付けている消火器は「業務用消火器」です。

【業務用消火器と住宅用消火器の違い】

「業務用消火器」と「住宅用消火器」の違いは、消火器の表示で確認できます。いずれの消火器も平成24年1月1日から、表示の規格が変更になりました。

① 業務用消火器



新規格

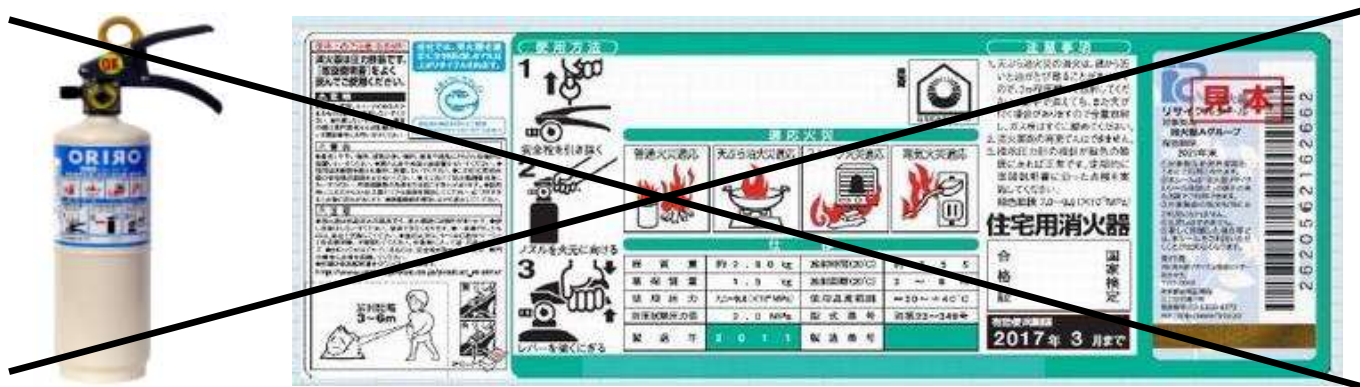
旧規格

新規格の表示

旧規格の表示

※旧規格は平成33年12月31日まで有効

② 住宅用消火器



【エアゾール式簡易消火具】

エアゾール式簡易消火具は、家庭内での天ぷら油、石油ストーブなどの火災の初期段階に対して一定の消火効果がありますが、消火器の代替品ではなく補助的な役割を果たすものです。

